

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和8年3月18日

竹富町長 前泊 正人

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名：令和8年度竹富町観光案内人条例・エコツーリズム推進法運用支援業務
- (2) 業務場所：沖縄県八重山郡竹富町内外
- (3) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要：竹富町観光案内人条例及びエコツーリズム推進法の規定による各種運用支援（別添仕様書のとおり）

2 競争入札の参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出日において、次の各号全てに該当する者であること。なお、共同企業体が競争入札に参加する場合、代表者及び全ての構成員が該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限日から落札決定日までの期間に、竹富町の指名停止措置を受けていない。
- (3) 警察当局が、暴力団員が実質的に経営を支配する業者に準ずる者と認め、竹富町との契約からの排除を要請する者に該当しない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続中でない。
- (5) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険等）に加入し、保険料の滞納がない。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っている。
- (7) 労働関係法令を遵守している。
- (8) 当該一般競争入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
 - ア 親会社と子会社の関係
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ アからウまでと同視し得る資本関係又は人的関係

- (9) 竹富町観光案内人条例の制定又は運用に関する業務又は同業務の再委託の受託実績を、過去5年以内に2件以上有すること。
- (10) エコツーリズム法に基づく全体構想の策定又は策定した全体構想の運用に関する業務又は同業務の再委託の受託実績を、過去5年以内に2件以上有すること。
- (11) 西表島に本店、主たる事務所その他の主な活動拠点の住所をおいている者であること。
- (12) 竹富町観光案内人条例の規定による観光ガイド免許証を有する者を常時雇用していないこと。

3 入札説明書、委託業務仕様書、契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 本件公告日から令和8年3月31日(火)15時00分まで
- (2) 場所 竹富町Webサイトへの掲載及び竹富町自然観光課での配布

4 入札の方法

(1) 入札書に記入する落札価格の注意点

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年4月1日(水)13時30分
- イ 場所 竹富町役場3階 大会議室(EV側)(郵便及び電報等による入札は認めない。)

(3) 入札書の提出方法

様式第3号「入札書」を、入札の場所に直接持参すること。

(4) 入場時の必要書類

- ア 入札者及び代理人は、名刺又は身分証明書等を持参し、入場時に提示すること。
- イ 入札説明書で定めるところにより竹富町が送付する「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参し、入場時に提示すること。
- ウ 代理人が入札をする場合は、様式第4号「委任状」を持参し、入札前指定した時に提出すること。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の100分の5を竹富町に納付しなければならない。

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかがない入札

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、上記6に掲げる無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 落札の最低制限価格は、設定しない。
- (3) 入札参加者は、「入札説明書」を熟読の上、入札に参加すること。
- (4) 一般競争入札参加申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送、持参又はE-mailにより提出すること。
- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務の報告書を、所定の手続を経て竹富町役場内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、本業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：竹富町役場自然観光課